

計 画 等 の 案 の 概 要

名 称	巴川水系河川整備計画		
公表するもの	巴川水系河川整備計画（変更原案）		
県民意見の募集	☒ 有 無	有 の 場 合 は その募集期間	令和8年10月1日(木)～令和8年10月30日(金)
担 当 課 等 名	交通基盤部 河川砂防局 河川企画課 企画班 電話番号 054-221-3038 静岡土木事務所 企画検査課 企画班 電話番号 054-286-9322		
総 合 計 画 に おける位置づけ	Ⅲ 県民の安心 Ⅲ -1：防災・安全 1-1 防災・減災対策の推進		
審議会等の名称	巴川流域委員会 会議録は各回の流域委員会を公表（第1～2回：令和8年3月～令和8年9月）		
1 趣旨 (1) 計画変更の理由 ア 本県では、河川法第16条の2の規定に基づき、計画策定時より20～30年間程度の期間における河川の整備（工事及び維持）に関する計画を定めた「河川整備計画」を緊急度の高い水系（または河川）から順次策定している。 イ 巴川水系は、流域面積約104.8km²の二級水系であり、昭和49年の七夕豪雨を契機に河川改修事業により整備を進めているが、治水安全度は未だ十分ではなく、流域内では度々、浸水被害が発生している。特に、令和4年9月の台風第15号では床上浸水3,221棟、床下浸水1,617棟の甚大な浸水被害が発生したことから、地域住民等から水害に対する安全性の向上が強く望まれている。 ウ 平成22年に策定した現行の河川整備計画（令和3年変更）について、近年浸水被害等の状況変化に対応するため、河川整備計画を変更し治水対策を追加する。 (2) 策定にあたっての基本的な考え方 ア 洪水を安全に流下させるため、河川整備を行う。さらに、市街化の進展による洪水被害の防止や整備水準を上回る洪水による被害を最小限に抑えるため、関係機関と連携を図りながら防災体制の充実を図る。 イ 適正な水利用及び現状の流水の機能の維持に向けた合理的な水利用を継続し、地域住民や河川愛護団体ならびに地域の子供たちが、今後も川に親しみ、歴史・文化・環境を学ぶ場や健康増進を図る場などとして利活用されることを目標とする。 ウ 河川整備にあたっては、必要に応じて学識者の助言を得ながら、多様な動植物の生息・生育・繁殖環境の保全・創出に努める。また、地域住民や市民団体等との連携によって、貴重な自然環境を有する麻機遊水地の湿地環境の保全、再生及び科学的データの蓄積等に努めるとともに、麻機遊水地の自然再生を推進し、次世代へ継承する。治水と環境を両立させ、市民の身近な日常生活のなかの水辺空間として、その保全・創出によって適正な河川空間の利用を誘導するとともに、良好な河川景観の形成に努める。 (3) 計画案検討の経緯 第1回 巴川流域委員会（令和8年3月23日） 流域及び河川の現状と課題について 第2回 巴川流域委員会（令和8年9月2日） 整備メニュー・原案、変更原案の作成について			

2 骨子

(1) 計画対象区間

本河川整備計画の対象区間は下記に示すとおり、19 河川の県及び市の管理区間を対象とする。

河川名	起点	終点
ともえ 巴川	静岡市葵区麻機町北字才光寺1464番地先の農道橋	海に至る
おおさわ 大沢川	大千田沢合流点	巴川への合流点
やんばら 山原川	静岡市清水区山原字上川原466番の3地先の山原3号橋	巴川への合流点
しおだ 塩田川	梅ヶ沢合流点	巴川への合流点
くさなぎ 草薙川	静岡市清水区草薙字笹辺ヶ谷424番の25地先の美由登橋	巴川への合流点
まま 継川	静岡市葵区瀬名934番地先の市道橋	巴川への合流点
せなしん 瀬名新川	静岡市葵区瀬名字鳥打594番の1地先の堰堤	継川への合流点
よしだ 吉田川	静岡市葵区平沢1番地先の右支水路合流点	巴川への合流点
ながお 長尾川	市原沢合流点	巴川への合流点
そくさわ 則沢川	左岸 静岡市葵区北沼上字ノタノウ2329番地先 右岸 静岡市葵区北沼上字真藤2336番地先	長尾川への合流点
おおやがわほうすい 大谷川放水路	巴川からの分派点	海に至る
だいじひいん 大慈悲院川	静岡市駿河区池田2862番の1地先の市道橋下流端	大谷川放水路への合流点
おしかざわ 小鹿沢川	静岡市駿河区小鹿字谷1604番の7先の堰堤下流端	大谷川放水路への合流点
おおや 大谷川	静岡市駿河区恩田原1番の1地先の市道橋下流端	大谷川放水路への合流点
ながさわ 長沢川	静岡市駿河区小鹿1057番の1地先の砂防堰堤下流端	大谷川放水路への合流点
だいしょうじざわ 大正寺沢川 ※	左岸 静岡市駿河区大谷5899番地先 右岸 静岡市駿河区大谷5879番地先	大谷川放水路への合流点
あさばた 浅畑川	静岡市葵区上土新田字沼上坪564番地先の落差工	巴川への合流点
なまがり 七曲川	静岡市葵区南字四十石278番2地先の市道橋下流端	巴川への合流点
あんどう 安東川	静岡市葵区岳美一丁目15番6地先の市道無名橋下流端	巴川への合流点

※静岡市管理

(2) 計画対象期間

対象期間は、概ね20年間とする（令和9（2027）年の策定時点から概ね20年間）。

(3) 洪水、津波、高潮等による災害の発生防止または軽減に関する目標

災害の発生防止または軽減に関しては、流域内の人口や資産などの重要度、過去の水害の発生状況やその後の河川整備の状況を踏まえ、近年、家屋浸水被害の発生している支川及び支流流域における下水道管理者等による内水対策の実施計画を踏まえ、巴川、大沢川を対象に河川工事を行う。

河川工事にあたっては、上下流や本支川の整備バランスを考慮して、平成22年3月の策定時点において、最大の被害が生じた平成15年7月洪水と同規模の降雨による洪水を安全に流下させることを目指し、これまでの総合治水対策特別事業にて流域一体となって取り組んできた段階的な治水安全度向上策の一貫性を踏まえ、時間当たり69mmの降雨規模（年超過確率1/10 規模の降雨）による出水に対して、溢水、破堤などによる家屋被害の発生を防止するとともに内水域の雨水を排除しう

る河道を利水・環境面との調和を図り確保することに加え、平成26年10月洪水及び令和4年9月洪水と同規模の降雨による洪水に対して、浸水被害の発生を軽減させることを目標とする。

また、平成15年7月、16年6月、26年10月、令和4年9月の降雨によって著しい浸水被害が生じた流域内のエリアにおいて、下水道管理者等が行う内水被害の軽減に向けた施策との連携を図る。具体的には平成21年4月1日より「特定都市河川浸水被害対策法」を施行しており、河川管理者の果たす役割を明確にした「流域水害対策計画」に基づき静岡県と静岡市は連携を強化して、流域の治水安全度向上のために流域対策及び下水道整備（雨水対策）等と合わせ、官民一体となった流域の治水安全度向上に向けた総合的な浸水被害対策に努める。

巴川が総合治水対策特定河川に指定されて以来、県・市が積極的に指導等に取り組んできた適正な土地利用の誘導や盛土規制、既存民間調整池の機能保持などの流域対策に関わる成果について、引き続き、機能維持が図れるよう関係機関との連携に努めていく。

また、各河川の堤防、護岸及び堰や水門等の河川管理施設において、常に所定の機能が保たれるよう適正な維持管理に努める。さらに、整備目標を上回る洪水が発生した場合や整備途中段階で施設能力を上回る洪水が発生した場合でも、できる限り被害が軽減されるよう総合的な被害軽減策について、県・市の関係部局、地域住民と連携を強化し、地域防災力の向上に努める。

河川津波対策に関しては、発生頻度が比較的高く、発生すれば大きな被害をもたらす「計画津波」に対して、人命や財産を守るため、港湾等における防御と一体となって、津波災害を防御するものとする。

発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす「最大クラスの津波」に対しては、施設対応を超過する事象として、住民等の生命を守ることを最優先とし、地域特性を踏まえ、静岡市との連携により、土地利用、避難施設、防災施設などを組み合わせた津波防災地域づくり等と一体となって減災を目指す。

（４）河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する目標

河川水の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関しては、今後、河川の流況等の把握に努め、かんがい用水の安定取水や既存の水利用、動植物の生息・生育環境、景観などに配慮しつつ、今後も適正な水利用が図られ、現況の流水の機能が維持されるよう、関係機関や地域住民と連携を図る。

また、河川に関わる農地や森林の多面的機能の保全についても関係機関等と連携した取り組みを促進して、健全な水循環系の構築を目指す。

流域の市街化が進んだ巴川流域にあっては、水辺空間が流域住民の生活のなかに溶け込み、また、市街地近郊に多様な自然環境を有する麻機遊水地などは、貴重な自然空間として、まちづくりに果たすべき役割がますます大きくなっている。住民に愛着のある水辺空間は将来に継承すべき地域の貴重な財産である。このため、河川の空間利用に関しては、流域の各々の場所において、河川はさまざまな多面的な機能が求められていることを十分に認識し、望ましい状態で維持されるように努め、良好な風景をなす魅力的な河川環境の形成を目指す。

（５）河川環境の整備と保全に関する目標

河川環境の整備と保全に関しては、有識者や住民との連携によって自然環境、地域特性、景観、水辺空間等の様々な視点から治水・利水面との調和を図り実施する必要がある。

河川の水質については、汚濁負荷量のさらなる削減に向けて、下水道管理者や市民と連携し流域が一体となった水質改善を働きかけ、多様な動植物が生息・生育し、人々が水とふれあえる豊かで清らかな水環境の保全・創出に努める。

また、麻機遊水地第4工区で確認されているダイオキシン類についても、学識者との連携により、周辺環境への影響などを慎重に確認しながら適切に対策を進めていく。

巴川水系の各河川は、時代の変遷のなかで人為的に流域や河川の流路が付け替えられた特徴を有し、河川の形態や水循環が変化してきた。巴川水系の各河川は下流部、中流部、上流部においてさまざまな形態を成しており、社会環境や生活様式の変化によって河川が本来有する多様性は損なわれ、単一化した水辺となっている場所もみられる。一方で、水質の改善などにより多様な動植物が生息・生育・繁殖できる環境が確認されており、支川の上流部には、保全すべき良好な自然環境が残っている。また、流域住民からも河川環境の悪化を嘆き、元来、巴川流域にあるべき姿に関心を示す声も聞かれる。

また、麻機遊水地は市街地近郊の貴重な自然空間としての価値が注目されており、平常時には多目的な利用が図られる大内遊水地においても、今後ますます多様な価値が生み出されていくものと

大いに期待される。

このため、動植物の生息地・生育地の保全については、河川の背後地等周辺との生態的なつながりの重要性を考慮し、海や河川の上下流、二級河川管理区間の上流域及び小河川などの支流、河川内の水域から陸域への連続性の確保、瀬・淵などの流水の変化、砂礫・砂泥などの河床材料の保持、河川内の湧水の保全、適正な植生管理などに配慮する。河川の整備にあたっては、必要に応じて学識者の助言を得ながら、多様な動植物の生息・生育・繁殖環境の保全・創出に努める。また支川などの河川環境に関わる情報が十分に把握されていない河川や場所での河川整備では、適切な情報の収集に努めるとともに学識者との連携により適切な対応を図っていく。

地域住民や市民団体等との連携によって、貴重な自然環境を有する麻機遊水地の湿地環境の保全、再生及び科学的データの蓄積等に努めるとともに、自然再生推進法に基づく自然再生の取り組みを、流域内はもとより他の地域への情報発信を積極的に行い、かけがえのない地域のシンボルとして次世代に継承する。

平成19年度に治水施設としての整備が完了した大内遊水地でも、地域の創出された貴重な水辺空間として利活用が図られ、良好な自然環境が形成されるよう地域住民や市民団体との協働により適切な管理に努めていく。

良好な景観の維持・形成については、景観行政団体である静岡市との連携により、現存する良好な河川景観の保持や川と調和した沿川のまちづくりに寄与するよう配慮する。特に、河口部に位置する清水港において、入港する客船の増加に伴い、多くの外国人観光客が静岡県を訪れる玄関口となっていることを踏まえ、日本三大美港である清水港の景観と調和した河川景観の形成を目指す。巴川水系の各河川は、時代の要請を受け河川周辺の土地利用状況と深い関わりをもって大小の改変が加えられてきた経緯を有する。このため、河川の機能や形態に応じて治水と環境の調和について考慮して、市民の身近な日常生活のなかの水辺空間として、その保全・創出によって適正な河川空間の利用を誘導するとともに、良好な河川景観の形成に努める。

巴川水系の各河川に形成される自然要素やそこで育まれた自然環境や住民に愛着のある景観は将来に継承すべき地域の貴重な財産であることから、豊かで潤いのある河川環境の保全と創造のため、四季の彩が豊かな水辺空間の保全・創出に努めるものとする。

(6) 河川整備の実施に関する事項

ア 河川工事の目的と種類

治水対策に関しては、洪水時の河川水位を低下させ、整備目標洪水を安全に流下させることを目的に、河道掘削、引堤、築堤などにより必要な河積の確保を図る。河道計画は土地利用状況、沿川の住民の意見を反映した改修計画とする。なお、工事の実施にあたっては有識者の助言を得て、動植物の生息・生育環境や景観に配慮した「多自然川づくり」を基本とし、河川環境の保全・創出に努める。

河口部においては、洪水に加えて高潮及び津波からの被害の防止又は軽減を図るため、周辺の防潮堤等の整備状況を踏まえて「計画津波」に対して必要となる整備を実施する。

また、自然と触れ合うことの出来る魅力的な水辺空間の創出のため、ユニバーサルデザインを取り入れるなどして利便性の向上を図る。

イ 河川工事の施行場所

巴川水系の河川整備計画の主要な整備箇所は以下に示すとおりとする。

表 河川整備計画の主要な整備箇所

河川名・遊水地・施設名	整備区間等	面積・延長等	主な工種
麻機遊水地	第2工区 等	86ha※	築堤、掘削、越流堤
巴川	0.0k～6.6k（河口～矢崎川合流点）	6,600m	掘削、護岸工
大沢川	1.62k～2.57k（JR東海道本線～船越橋）	950m	掘削、護岸工
津波対策水門	巴川河口	-	水門設置
	大谷川放水路河口	-	水門改良

※今後の検討にて数量が変更になる可能性があります。

ウ 河川の維持の目的

河川の維持管理に関しては、災害の発生防止、河川の適正な利用、流水の正常な機能の維持及び河川環境の整備と保全の観点から、治水機能の確保のほか、河川のもつ多面的機能が十分に発揮されるよう努める。

さらに、まちづくりに資するよう地域コミュニティの活性化を視野に、河川に求められる巴川水系の各河川の個性を活かせるよう、関係部局や地域住民との連携を図るものとする。

エ その他の河川整備を総合的に行うために必要な事項

巴川流域では、昭和53年の総合治水対策特定河川の指定を受け、流域が一体となった治水安全度の向上策に取り組んできており、引き続き、県と市の関係部局で構成する「巴川流域総合治水対策協議会」で諸計画や事業の連携・調整、情報共有を図っていく。

また、整備目標を上回る洪水が発生した場合や整備途中段階で施設能力を上回る洪水が発生した場合や想定を上回る津波や高潮が発生した場合でも、できるだけ浸水被害の軽減を図れるよう、平常時、洪水時において関係機関や流域住民との連携を強化するとともに、洪水氾濫を未然に防ぐ対策や危機管理型ハード対策など、地域防災力の向上に努める。

また、立地適正化計画の防災指針等との整合を図りながら、水災害リスクを踏まえた安全・安心なまちづくりを推進する。